

奈良工業高等専門学校学寮宿日直規則

昭和49年1月1日制定
平成16年4月1日改正

(趣旨)

第1条 教員の学寮宿日直勤務（以下「宿日直」という。）は、独立行政法人国立高等専門学校機構学生寮教員宿日直規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第21号）その他法令に定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(勤務体制)

第2条 教員は、原則として1名が輪番で宿日直に従事するものとする。ただし、健康上その他やむを得ない理由により校長が特に認めた者についてはこの限りでない。

(宿日直日)

第3条 宿日直日は、奈良工業高等専門学校学則第5条第1項第4号から第7号に規定する休業日を除く日とする。ただし、特別の事情により宿日直の実施が必要と認められる場合はこの限りでない。

(睡眠時間)

第4条 宿日直における睡眠時間は、原則として午後11時30分から翌日の午前7時までとする。

(宿日直の命令及び割振り)

第5条 宿日直は、校長が命ずる。

2 宿日直の割振りは寮務主事が定め、校長の決裁を得たうえ、実施する月の前月の末日までに各教員に通知するものとする。

(宿日直の交代)

第6条 宿日直教員は、やむを得ない理由により勤務日に勤務できないときはあらかじめ校長の許可を得て、他の教員と交代することができる。

(学寮日誌)

第7条 宿日直教員は、学寮日誌を作成のうえ、寮務主事に提出するものとする。

2 学寮日誌の取扱いにおいては、秘密を保持しなければならない。

(事務)

第8条 宿日直に係る事務は、学生課寮務係が所掌するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に規定するもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規則は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。